

# 「請負業務成績評定要領」(一部改訂)について

平成20年3月31日 国港総第949号、国港技第88号  
港湾局長から各地方整備局副局長、北陸・四国地方  
整備局次長、国土技術政策総合研究所管理調整部長  
(参考送付) 北海道開発局港湾空港部港湾建設課  
長(参考送付) 沖縄総合事務局開発建設部長(参  
考送付)あて

標記「請負業務成績評定要領」については、平成14年3月29日付(国港建第318号)にて通知しているところであるが、今般、別紙のとおり一部改訂したので、平成20年度からこれにより実施されたい。

(国総研、北海道開発局、沖縄総合事務局：標記について、別紙のとおり港湾局長から各地方整備局長等に通知したので、参考のため送付します。)

(別紙)

## 請負業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領」(平成8年4月1日付け港管第873号)(以下「事務処理要領」という。)第8条及び第16条に定める業務成績表の作成(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価を図り、もって請負者の適正な評価、業務の安全及び品質確保・向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、請負業務において、原則として1件の請負金額が100万円を超える調査・設計・測量等の業務について行うものとする。

(評定の内容)

第3 評定は、次に掲げる事項及び局長等が必要と認める事項について行うものとする。

- 一 業務成績：業務の実施状況、目的物の品質等を評価

(評定者)

第4 第3の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次号に掲げる者とする。

- 一 業務成績の評定者は、業務の請負契約についての監督を行う者(以下、「調査職員」という。)及び検査を行う者(以下「検査担当官」という。)とする。

(評定の方法)

第5 評定は、業務等その他必要な事項について、業務ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

- 2 評価は、別に定める「請負業務成績評価基準」に基づき行うものとし、評価の結果は、業務成績評価表及びその他これに類する表（以下「評価表等」という。）に記録するものとする。
- 3 調査職員が2名以上任命されている場合は、それらの者が協議し評価を行うものとする。

（評価の時期）

第6 業務成績の評価は、調査職員においては業務が完成したとき、検査担当官においては検査を実施したとき、それぞれ評価を行うものとする。

（評価表等の提出）

第7 評価者は、評価を行ったときは、遅滞なく、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）の契約した業務については局長等に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）の契約した業務については、当該業務を担当する事務所長（以下「事務所長」という。）に評価表等を提出するものとする。

- 2 事務所長は、分任官の契約した業務について速やかに局長等に報告するものとする。

（評価の結果の通知）

第8 局長等又は事務所長は、評価者から評価表等の提出があったときは、遅滞なく、当該業務の請負者に対して、第3の評価の結果を通知するものとする。

（評価の修正）

第9 局長等又は事務所長は、評価の結果を通知した後、評価を修正すべきと認められる場合は、評価を修正し、その結果を当該業務の請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号第1条）に規定する行政機関の休日を含む。）（以下「休日」という。）以内に、書面により、通知をした者に対して評価の内容について説明を求めることができる。

- 2 局長等又は事務所長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。
- 3 局長等又は事務所長は、前項により回答する場合に、地方整備局に設けられた委員会に意見を求めることができる。

（再説明請求等）

第11 第10第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、局長等に対して、再説明を求めることができる。

- 2 局長等は、前項による再説明を求められたときは、地方整備局に別に設けられた委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

附 則

この請負業務成績評定要領の規定は、平成20年4月1日から適用する。